

障害者自立支援法の全面施行 2条例案を可決



第1回食育フォーラム 学校給食に興味深そうに見入る園児たち

平成18年第3回定例会は、9月1日から21日の21日間の会期で開催されました。今定例会では、「東久留米市中心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例」をはじめ、市長提出議案28件、調査報告1件、議員提出議案7件（修正案1件、意見書案4件・決議案2件）、請願5件、陳情33件を審議しました（結果は、4面をご覧ください）。

心身障害児通園施設条例を
一部改正

「東久留米市中心障害児通園施設条例の一部を改正する条例」は、9月13日の厚生委員会で審査されました。委員会では、質疑の後、採決したところ原案は賛成多数で可決。採決後に提出の付帯決議案は、賛成少数で否決されました。9月21日の本会議には修正案が提出されましたが、賛成少数で否決。その後の採決では、原案は賛成多数で可決。また、知的障がい児に対して、同様の訓練・指導を行ってきた。）において、昨年成立の障害者自立支援法・児童福祉法が平成18年10月1日から施行されることに伴い、肢体不自由児は措置から契約に移行し、同時に知的障がい児についても自立支援給付の介護給付に位置付けられる児童デイサービスに移行するため、条例を改正するものです。

た、採決後に委員会同様に提出された付帯決議案は、**【委員会および本会議での付帯決議案の内容】**

賛成少数で否決されました。

本案は、市立わかくさ学園（肢体不自由児の通園施設）の認可を受け、東京都児童相談所から措置される児童の自立を助長するために必要な日常生活の訓練・指導。また、無認可ではある

市長が特に必要があると認めたときは、本人又は保護者の負担能力に応じて負担金を軽減することができよう措置を求めるもの。

【本会議での修正案の内容】

市長が特に必要があると認めたときは、保護者の負

【本会議での修正案の内容】
市長が特に必要があると
認めたときは、保護者の負

担金を軽減することができるとするもの。

△委員会での主な質疑から――
 ③年後の段階で軽減措置を、①見直す考えは②わかくさ学園の設立当初の趣旨、経緯を踏まえ、必要と考える場合は、検討と認識してよいのか。

答弁 ①現行の自立支援法には課題があり、今後国の動向を見定めていきたい。②検討はしたいと思う。

——自立支援法上の給食費の考え方は。

答弁 介護給付費は、かかった費用の9割相当額を

二〇〇条調査終了

政事務執行に伴う
真相究明のための調査特別
委員会の調査が終了

本特別委員会は、9月1日の本会議において、13回にわたる2件の調査事項の審査結果を報告し、全員の承認を得て終了しました。以下、委員長報告の結果等を要約しお知らせします。

るを得ない。特命担当の位置付けや前・後任者の引き継ぎ期間等は明確にすべき
③密附行為については、地方自治法第210条で規定の総計予算主義の原則から不適切であると解せざるを得な

【結論】

特別養護老人ホーム「シャローム東久留米」建設に伴う事務処理に関する事項

④駐車場部分の「地上権設定

①公文書の取り扱い、組織上特命担当の位置付けの在り方、合意形成の取り方、意思決定の方法など、不適切な公文書の決裁が行われていた。行政として改めて反省し、起案、合意、決裁など事務処理には東久留米市文書管理規程等を遵守する^{（じゅうしゅん）}など、今後の教訓にすべき。

②大型プロジェクトの重要会議に担当主幹のみの行動は、結果的に行政行為の意思決定として疑問を持たざる

定契約書」との使用目的が異なることについて、ディスプレイに通う高齢者や家族等の駐車場として必要不可欠な個所でもある。高齢者健康増進施設は、本市の今後の計画を考慮しながら目的を現況に合わせるべき

また、駐車場部分の使用貸借契約は、実態を勘案し見直す必要がある。

⑤本市が支払うべき地代の額の算出は、特別養護老人ホーム「シャローム東久留

支給。食事の提供に要する費用は除き支給となっており、別立てと考えるべきと思われる。

へ委員会での付帯決議案の提出者に対する質疑から

——特に必要があると認めたとときと拡大解釈した場合、際限がなくなってしまうが、負担能力に依じて十分配慮することか。

答弁 十分配慮というのが何を示しているのかわからないが、実際は、その都度、問題が具体的に出てくると思う。兄弟に対する軽減の措置であるとか、ひとり親世帯も何件かある。市として現行法を逸脱できないが、一定の配慮ができるよう裁量権を認めていくことは必要と思う。

障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例を可決

「東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例」は、9月13日の厚生委員会で審査され、9月21日の本会議に賛成多数で可決されました。本案は、障害者自立支援

を施行しないと、本事業が始められない。まず出発し不都合があれば、その都度見直すことにやぶさかではないとの立場である。市長の下で適時適切に行える規則等で対応と思っている。

自治体の裁量権が大きく左右する本事業は、市長の英断により障がい者の将来が大きく左右されるが、本市ができる範囲で、さまざまな易面・記載を、委員会の主査者として、

障がい者が自立した生活を送るには、今回の自立支援法には大きな問題がある。今後、現状を見ながら変えていく考えはあるのか。

菅井 10月1日から条例

している」と認識。例えば、同事業の中にサ・ヒス提供が無料の部分もあれば、1割負担の部分もある。しかし、残り9割は税で負担する基本的な考え方がこの制

度の根幹にある。そのサービスを支えている原資は税である。そういった中で総合的に判断し、サービス提供のありようを決めている。

――視覚障がい者の方等の移動支援事業の、①対象枠を広げるべき、②市が認識する一定の範囲の基準は、

答弁 ①法の趣旨から市が裏打ちできる一定の範囲の中で対応を願う。これまでの実績時間で見ると今回示した範囲で対応できると認識している。②16年度の移動介護、介護なしの移動介護の実績時間数から月平均を割り出した。ほかに新規の方に利用してもらえないと伺っていることからいろいろな意見を聞き設定した。

米」にかかわる地上権設定地以外の土地等の固定資産税等相当額を加え算出している。土地の評価に連動して地代に影響があるべきであり、本市の財政状況を考慮すると負担のあり方や算出方法の合理性を図りつつ、総合的な検討が必要である。

社団法人東久留米シルバー人材センター補助金の事務処理に関する事項

交付される国庫補助金は、当調査委員会の調査権限を越える部分であり、調査の限界を感じている。

②第10回調査委員会での市説明員は、「平成12年3月31日付の国庫補助金の内示通知の中に当該事業にかかわる200万円という数字があったが、それをあまり問題せずそのまま通してしまっているところでは、市

【終わりに】

本委員会の調査を通じて

については、市に對し求めた関係資料、説明では「市の補助対象として認めた事業については、実績報告および添付資料を精査しているので、育児サービス事業に充当されていない」という認識である」とされ、警告通知で危惧された流用の事実は確認できなかった。また、育児サービス事業の国「う。」と述べている。また、シルバー人材センターには、事務局長に市の部長級職員が派遣され、また同理事の一人に市の健康福祉部長が就任していたにもかかわらず、十分なチェック機能が果たされていたかは疑問である。今後は、事業の計画段階、検討経緯等に細心の注意を払い、指導、監督すべき。

《詳細は、議会事務局にお問い合わせください。470-7780》

今号の内容案内

一般質問	233面
平成18年度補正予算	4面
提出議案と結果	4面
意見書・決議・請願・陳情等	4面